

平成 29 年 3 月 13 日

各都道府県衛生主管部 (局)
各市町村担当課 御中

厚生労働行政推進調査事業補助金 地域医療基盤開発推進研究事業
「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」
研究代表者 今村 聡 (日本医師会 副会長)

「死亡診断書等の交付に要する費用等に関する調査」について
(協力依頼)

厚生労働行政推進調査事業補助金地域医療基盤開発推進研究事業「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡 日本医師会副会長)では、わが国の死因究明体制の充実に資する研究を進めており、国民の誰もが全国どこにおいてもできるだけ等しい負担のもとに正確な死因を究明される利益を享受しうる社会を実現するための施策を提言して参りたいと考えております。

その一環として平成 26 年度の研究では、全国の警察における検視、死体調査に立ち会う医師(いわゆる警察医)を対象に、死体検案書の交付に際して遺族から受け取る検案書発行料の実態などを調査いたしました。その結果、死体検案書の発行料は、検案を行った時間帯やこれに要した時間等の条件による違いはあるものの、医師間の具体的金額にも大きな差があるという実態が明らかとなりました。これを受けて当研究班では、死亡診断書・死体検案書の発行料について、より広範な実態を把握したうえで、これらの文書料のあり方についてさらなる検討を進める必要があると判断いたしました。

そこで、今般、当研究班では厚生労働省医政局医事課のご助言を受けて、全国の自治体における、死亡診断書等の交付に要する費用等の実態を調査することといたしましたので、公務ご多端の中、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県管下の市区町村における状況についてご回答をいただきたくお願い申し上げます。

ご回答は、別紙記載の専用サイトにアクセスのうえ画面上から回答を入力していただくウェブアンケート形式となっております。貴都道府県内で回答内容が統一的である場合には、都道府県ご担当者が代表して回答していただき、貴地域内の市町村毎で回答が異なる際は、各市町村ご担当者宛、専用サイトをご案内いただきたく、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局）

各市町村担当課 御中

厚生労働省医政局医事課長

「死亡診断書等の交付に要する費用等に関する調査」について
(協力依頼)

死因究明等の推進に当たりましては、平素より格別のご協力、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

死亡診断書及び死体検案書（以下「死亡診断書等」という。）は、人の死亡を医学的・法的に証明するものであり、さらには、我が国の死因統計にも反映されるものであり、極めて重要な書類です。しかし、死亡診断書等の交付に要する費用等は、地域の実情に応じ、様々であることが指摘されています。

このたび、全国の都道府県及び市区町村における実態を明らかにするために、全国的な調査が実施されることとなりました。つきましては、下記の調査概要を御了知の上、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査は、平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業補助金地域医療基盤開発推進研究事業「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」として、公益社団法人日本医師会 今村聡副会長が実施することを申し添えます。

記

1. 調査目的

死亡診断書等の交付に要する費用等を明らかにするため

2. 調査期間

平成 2 9 年 3 月 1 4 日（火）～平成 2 9 年 3 月 2 4 日（金） 1 9 : 0 0

3. 調査対象

全国の都道府県及び市町村

4. 調査項目

死亡診断書等の交付に要する費用等

以上

照会先 厚生労働省医政局医事課 電話 03-3595-2196（直通） 主査 江崎治朗
--

別紙

平成 29 年 3 月 13 日

「死亡診断書等の交付に要する費用等に関する調査」ご回答方法のご案内

当調査へのご協力誠に有難うございます。

専用サイトからのご回答をお願いしておりますが、インターネット環境が使用可能なパソコンから、以下URLを入力していただき、ご回答をお願いいたします。

<https://enquete.cc/q/shindansyo>

尚、回答画面へ進むにはトップ画面にてパスワードの入力が必要となります。
パスワードは以下となります。

当調査をスムーズにご回答いただくため、以下の内容に関して事前のご確認をお願いいたします。

- ① 遺族のいない患者(行旅病人等)が、医療機関等で死亡した場合の**死亡診断書の発行料金の取り決めおよび基準**
- ② 遺族のいない死体(行旅死亡人等)を、医師が検案した場合の**死体検案書の発行料金の取り決めおよび基準**
- ③ 死亡診断書及び死体検案書の受理の状況

※当調査のご回答締め切りは、勝手ながら平成 29 年 3 月 24 日(金)19 時までとさせていただきます。

ご回答いただく、ご担当者様の属する自治体情報と、ご担当者様の情報をお知らせください。
各市区町村ご担当者にご回答をお願いしておりますが、貴都道府県として統一的な取り扱いが
なされている場合は、都道府県が代表してご回答ください。

【補足】

以下の資料(情報)を事前にご確認いただきますと、スムーズにご記入いただけます。

1. 遺族のいない患者(行旅病人等)が、医療機関等で死亡した場合の死亡診断書の発行料金の取り決め及び基準
2. 遺族のいない死体(行旅死亡人等)を、医師が検案した場合の死体検案書の発行料金の取り決め及び基準
3. 死亡診断書及び死体検案書の受理の状況

全ての設問にご記入いただき、『送信』ボタンを押下し、終了となります。
ご回答途中での保存は出来ませんので、途中で終了された場合は、
お手数ですが最初の設問からご記入お願いいたします。

Q1. ご回答者様が所属する都道府県を選択してください。

【必ず回答】

選択してください

Q2. ご回答者様が所属する市区町村をご記入ください。

※都道府県が代表してご回答いただいている場合は、都道府県庁名をご記入ください。

市区町村名【必ず回答】

0文字

Q3. ご回答者様の所属・お名前と、ご連絡先(電話番号)をご記入ください。

所属部局【必ず回答】

お名前【必ず回答】

ご連絡先電話番号を数字(半角)のみご記入ください (例:0312345678)【必ず回答】

(数字)

遺族のいない患者(行旅病人等)が、医療機関等で死亡した場合の死亡診断書発行料について、ご回答ください。

Q4. 発行料金の基準を定めていますか。

【必ず回答】

- 1. あり
- 2. なし (Q7へ進みます)

Q5. Q4の根拠で、あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 自治体条例等で規定
- 2. 行政内部で規定
- 3. 地元医師会との協議により基準を設定
- 4. 都道府県との協議により基準を設定
- 5. その他(自由記述)

Q6. 基準で決められた内容(料金・計算方法)をご記入ください。

料金(半角数字)

円

0文字

(数字)

計算方法

--

0文字

Q7. 個別の事例において、発行料金をどのように決定していますか。
把握されている範囲内で、あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 死亡診断書を交付する医師から請求のあった額
- 2. 葬儀会社から請求のあった額
- 3. その他(自由記述)

遺族のいない死体(行旅死亡人等)を、医師が検案した場合の死体検案書発行料について、
ご回答ください。

(※ 死体検案書発行料と別に検案料金等が設定されている場合には、ここでいう発行料に含めてください。)

Q8. 発行料金について基準を定めていますか。

【必ず回答】

- 1. あり
- 2. なし (Q13へ進みます)

Q9. 基準の根拠で、あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 自治体条例等で規定
- 2. 行政内部で規定
- 3. 地元医師会との協議により基準を設定
- 4. 都道府県との協議により基準を設定
- 5. その他(自由記述)

Q10. 基準で定められている発行料は一律ですか。

- 1. 一律である
- 2. 一律ではない (Q12へ進みます)

Q11. 基準で決められた内容(料金・計算方法)をご記入ください。

料金(半角数字)

円

0文字 (数字)

計算方法

0文字

Q12. 死体検案書の発行料金の基準には、どのような要素が考慮されていますか。
あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 検案を行う時間帯
- 2. 検案を行う場所までの距離
- 3. 検案に要した時間
- 4. 死体の状況(高度腐敗等)
- 5. その他(自由記述)

Q13. 個別の事例において、発行料金をどのように決定していますか。
把握されている範囲内で、あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 死亡診断書を交付する医師から請求のあった額
- 2. 葬儀会社から請求のあった額
- 3. その他(自由記述)

死亡診断書及び死体検案書の受理の状況についてご回答ください。

Q14.

死因の種類が「2交通事故～12不詳の死」のいずれかが選択されている死亡診断書又は死体検案書の取扱いについて、あてはまるものを全て選んでください。

(複数選択)

- 1. 死体検案書である場合のみ受理する。
- 2. 死体検案書のみならず、死亡診断書であっても受理する。
- 3. 検視済であることを示す警察の押印がなければ受理しない。
- 4. 警察による検視等を経ているか、作成した医師に問い合わせ、検視等を経ている場合のみ受理する。
- 5. 警察による検視等を経ているかどうかにかかわらず受理する。